

甲州市公共工事契約の入札における最低制限価格適用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事契約の競争入札における最低制限価格の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「公共工事契約」とは、一般土木工事、建築工事、電気・通信設備工事、水道工事、機械設備工事等の各工事に係る契約をいう。

2 この要領において「最低制限価格適用」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格若しくは落札候補者の価格の最低限度の基準とする価格をいう。以下同じ。）を適用することをいう。

(対象)

第3条 最低制限価格制度を適用することができる契約は、低入札価格調査制度を適用しない全ての工事入札に適用（随意契約による工事を除く）するものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次により算出した額の合計額(以下「最低制限基本価格」という)に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した額とする。ただし、最低制限基本価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事及び機械設備工事については、最低制限基本価格は前項によらず、次により算出した額の合計額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費と機器間接費の合計額に10分の9を乗じて得た額。ただし、機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事において、「機器間接費」は「据付間接費と設計技術費の合計額」と読み替えてこれを準用する。

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(5) 機器費の額に10分の8.5を乗じて得た額

3 営繕工事（電気設備工事、建築工事及び機械設備工事）については、最低制限基本価格は前2項によらず、次により算出した額の合計額とする。

(1) 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額。なお、現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額とする。

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

4 特別なものについては、第1項から第3項にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(落札者若しくは落札候補者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者若しくは落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者若しくは落札候補者に決定する。

(最低制限価格適用の通知又は公告)

第6条 最低制限価格を適用したときは、次のことを指名競争入札通知書又は入札公告等に明示するものとする。

(1) 最低制限価格が適用されていること。

(2) 最低制限価格を下回った入札者は、落札者若しくは落札候補者とならないこと。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の適用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 7月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。